

議案第 8 号

幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に伴う意見聴取について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 3 月 15 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙の協議に対し、次のとおり回答する。

異議ありません。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、墨田区長から協議があったため。



29墨子施第2384号
平成30年2月8日

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨



幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の
策定に伴う意見聴取について

幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項を策定したいので、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、貴委員会の
意見をお聴きします。

記

1 幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項
別紙1のとおり

2 策定理由

幼保連携型認定こども園の教育課程を編成するにあたり、教育課程に関する基本
的事項を定める必要がある。



別紙1

幼保連携型認定こども園2園の教育課程を策定するに当たり、教育課程に関する基本的事項については、「墨田区教育委員会の教育目標」及び「平成30年度における主要な教育課題」を準用して定めることとする。

墨田区教育委員会の教育目標

教育は、人権尊重の精神を基調として、豊かな知力、体力、行動力及び感性をそなえた区民の育成を目指さなければならない。また、誰もが生涯を通じて学び、支え合うことができる社会の実現を求めていかななければならない。

墨田区教育委員会は、このような考え方に立って、活力とゆとりある、人と地域と環境にやさしい墨田のまちづくりに寄与することを期し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

墨田区教育委員会では、幼児・児童・生徒（以下、子どもという）が知性、体力、行動力及び感性をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 広い視野をもち、自ら学び、考え、挑戦する力をもって行動する人
- 人と人とのつながりを大切にし、互いに相手のよさを認め、支え合う人
- ルールを守り、仲間や地域の役に立つために能力を発揮する人

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校・園、家庭、地域がそれぞれ役割を担い、豊かな環境の中で、子どもたちが生涯にわたって主体的に文化やスポーツに親しむことができる人間として成長するように関係諸機関等との一層の連携を図る。

さらには、教育は、学校・園、家庭、地域それぞれが責任を果たし、連携して初めて成り立つとの認識に立って、すべての区民が教育に参加することを目指していく。

平成30年度における主要な教育課題

墨田区教育委員会では、「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた幼児・児童・生徒を育成するために、以下を主要な教育課題と捉え、各学校(園)の取組を推進する。

1 確かな学力の定着と向上

(1) 授業改善の推進・授業力の向上

- ・ 墨田区学習状況調査結果の分析による課題等を踏まえた授業改善を行い、全ての児童・生徒に基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けさせること。
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うことを通して、学びに向かう力や思考力、判断力、表現力等を育てること。
- ・ 習熟度に合わせた指導を充実させ、学習状況に応じた発展的学習を行うとともに、反復学習を行い学習内容の定着を図ること。
- ・ ICT機器を効果的に活用し、「わかる」、「できる」授業を展開すること。
- ・ 放課後や長期休業中の補習等を充実させるとともに、家庭学習の習慣化を図ること。

(2) 幼保小中一貫教育の推進

- ・ 幼稚園・こども園・保育所から中学校卒業までを見通した指導や幼児・児童・生徒同士及び教員同士の交流・連携を行うこと。
- ・ 各ブロックの教育課題を踏まえた目標を設定し、その実現を目指すこと。
- ・ 就学前から義務教育への丁寧な引継等、円滑な接続を行い、一貫した指導の推進を図ること。

(3) 英語力向上を図る取組の推進

- ・ 英語教育の一層の充実を図り、英語によるコミュニケーション能力の素地を身に付けさせること。

(4) 国際理解教育の推進

- ・ 中学生の海外派遣を実施し、現地の生徒との交流やホームステイ等を通して、将来国際社会で活躍することのできる人材を育成すること。また、帰国後の報告会等で成果を広めること。
- ・ オリンピック・パラリンピック教育や各教科等の学習を通して、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学び、国際理解を深めること。

2 豊かな心と体力の向上に向けた取組の推進

(1) 人権教育・道徳教育の推進

- ・ 学校(園)の全教育活動を通して行う人権教育を充実させ、幼児・児童・生徒の自尊感情や自己肯定感を高める取組を推進すること。
- ・ 人権課題の正しい理解と認識を深める指導を行うとともに、互いの人権を尊重する意識・意欲・態度を育成し、あらゆる偏見と差別の解消を図る指導を徹底すること。
- ・ 「考え、議論する道徳」を重視し、物事を多面的・多角的に考えることで、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てること。また、家庭や地域と連携した道徳教育の一層の充実を図ること。

(2) いじめ・不登校への対策強化

- ・ 「学校いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめ等の未然防止、早期発見・早期対応に努めること。
- ・ 日頃からいじめをしない、させない、許さないとの意識を高めるとともに、家庭・地域との連携を図ること。いじめ防止の取組を推進すること。
- ・ 「心の居場所づくり」、「絆づくり」を踏まえた学級経営を行い、不登校の未然防止に努めること。
- ・ 不登校及び不登校傾向の児童・生徒への支援や配慮等について、校内はもとより幼保小中で情報を共有し組織的に対応するとともに、SCやSSW、適応指導教室等を積極的に活用し、未然防止・早期学校復帰を図ること。

(3) 体力向上を図る取組の推進

- ・ 体力調査結果の分析を踏まえた「体力向上プラン」を策定し、「一校(園)一取組」運動を充実させること。
- ・ 授業・行事等における運動量を確保し、体力向上の取組を継続的に行うこと。

(4) 個別の課題に応じた適切な指導の推進

- ・ 「障害者差別解消法」に基づき、合理的配慮に努めること。
- ・ 通常の学級や特別支援教室で、発達障害等のある児童・生徒への適切な指導を行うとともに、特別支援教育について、保護者の理解を一層深めること。
- ・ 副次的に学籍を置く児童・生徒との直接及び間接的な交流を実施し、相互に助け合う気持ちや思いやり等、

豊かな心の育成を図ること。

- ・ 外国につながるの児童・生徒の文化的背景・生活習慣を踏まえた指導を行うこと。また、生活や学習における日本語の習得が十分でない児童・生徒には、「日本語通級指導教室」や「すみだ国際学習センター(中学校)」と連携し、日本語指導等の充実を図ること。

3 地域と連携した取組の推進

(1) 地域の人材等を活用した教育の推進

- ・ 地域の特色を生かし、地域人材や施設、企業等を活用した体験的な授業や学校(園)行事等を充実することで、地域を愛する心を育成し、将来への夢や希望をもち、望ましい勤労観・職業観をもてるようにすること。

(2) 安全・防災教育の推進

- ・ 「危険を予測し回避する能力」や「他者や社会の安全に貢献できる資質や能力」を発達の段階に応じて身に付けられるようにすること。
- ・ 東日本大震災等の教訓を踏まえた防災教育を推進し、様々な想定の実践を実施する等、災害対応能力を高めるとともに、学校の危機管理能力を高めること。

(3) 区立図書館と連携した教育活動の推進

- ・ 学校図書館の一層の活用を図り、区立図書館と連携し、読書活動を推進することで読書に親しむ児童・生徒を育て、基礎となる言語能力を育成すること。

4 文化・スポーツ活動の取組の推進

(1) オリンピック・パラリンピック教育の推進

- ・ オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、理念等を学習し、運動への興味・関心を高めること。
- ・ 日常的な実践での健康増進に向けた取組の充実や、地域と連携した運動・スポーツの魅力を生かす特色ある取組を通し、オリンピック・パラリンピック教育を計画的に推進すること。

(2) 郷土文化に関する教育の充実

- ・ 北斎と北斎に関連した事柄を題材にした授業を実施し、北斎の作品や生き方を学ぶこと。また、地域や地域に関わる人物の授業を通して、郷土愛を深めること。
- ・ 東京大空襲の教訓を踏まえ、すみだ郷土文化資料館を活用した授業や空襲体験者から話を聞く学習等を通して平和に対する意識を高め、平和教育の充実を図ること。

5 学校マネジメントの強化

(1) 学校経営の充実

- ・ 校(園)長は、様々な機会でも保護者・地域に対し経営方針・経営計画を周知するとともに、学校(園)と保護者・地域との目標・ビジョンを共有した協働活動を推進すること。
- ・ 学校(園)は、外部アンケートを踏まえた自己評価及び中間評価を実施し、教育活動の改善を図ること。
- ・ 学校運営連絡協議会において学校(園)経営に関する意見交換を行い、関係者評価を実施して、さらなる学校(園)経営の改善・充実を図ること。

(2) 教員の組織的・計画的な人材育成等

- ・ 組織的なOJT体制を確立し、職層ごとの役割を明確にした教員の育成を図ること。
- ・ 校(園)内研究や校(園)内外の研修会に意欲的に参加し、自らの指導力を向上させようとする教員の育成を図ること。
- ・ 校(園)長は、管理職と教職員や教職員同士のコミュニケーションを円滑に図り、良好な職場環境を醸成してメンタルヘルス対策を徹底すること。
- ・ 服務事故防止に係る年間計画に基づき、計画的に研修を行い実践に結び付けるとともに、日常的にコンプライアンスを徹底すること。

(3) 体罰や暴力的な指導・不適切な指導の根絶

- ・ 外部指導員等を含めた全教職員が「体罰防止セルフチェック」を実施して自己の指導を見直すとともに、研修等で、体罰や関連行為(暴言等)は人権侵害であるとの認識を徹底すること。

(4) 教員の人権感覚や危機管理意識の向上

- ・ 人権教育プログラム・安全教育プログラムを活用した教育計画の見直しや研修会の計画的な実施等を通して、教員の人権感覚や危機管理意識の高揚を図ること。
- ・ 貧困や虐待等の問題について、組織的に対応するとともに関係機関との連携を早期に進めること。

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

1 趣旨

墨田区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取の依頼があったが、依頼内容は緊急に処理しなければならず、かつ、教育委員会を招集する暇がなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 3 条に基づく教育長の臨時代理により異議ない旨を回答した。

2 条例案名

幼稚園教育職員の給与に関する条例及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

3 改正理由

公益法人等への職員の派遣等に関する条例に給与支給規定を設けることに伴い、所要の規定整備を行う。

4 改正内容

(1) 幼稚園教育職員の給与に関する条例

公益的法人等へ派遣した職員には給与は支給しない規定を削除する。

(2) 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例により派遣した職員に対し支給した教職調整額は給料とみなす規定を追加する。

5 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日から施行する。



29 墨総法条第44・45号
平成30年 2月 9日

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

平成30年第1回墨田区議会定例会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

幼稚園教育職員の給与に関する条例及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

公益的法人等に派遣される幼稚園教育職員に対して給与を支給することができることとすることに伴い、所要の規定整備をするとともに、教職調整額を給料とみなして適用する条例に、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を加える必要がある。

3 施行期日

平成30年4月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第36号

幼稚園教育職員の給与に関する条例及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月14日

提出者 墨田区長 山 本 亨

幼稚園教育職員の給与に関する条例及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年墨田区条例第20号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「、特例法」を「及び特例法」に改め、「及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項の規定により派遣された職員」を削り、「、大学院修学休業又は派遣」を「又は大学院修学休業」に改める。

(幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第2条 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成12年墨田区条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(3) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年墨田区条例第4号)

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

公益的法人等に派遣される幼稚園教育職員に対して給与を支給することができることとするに伴い、所要の規定整備をするとともに、教職調整額を給料とみなして

適用する条例に、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を加える必要がある。

29墨教庶第1501号
平成30年2月9日

墨田区長
山本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

平成30年2月9日付け29墨総法条第44・45号により、下記のとおり意見を求められましたこのことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

1 意見聴取のあった条例案名

幼稚園教育職員の給与に関する条例及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

平成 30 年 3 月 15 日
教育委員会報告資料

教育委員会だよりの発行について

1 趣旨

平成 30 年度入学(園)式において新入生保護者及び来賓向けに「教育委員会だより」を配布する必要があるため

2 発行資料

- (1) 小・中学校配布用
別紙 1 のとおり
- (2) 小・中学校配布用(振り仮名あり)
別紙 2 のとおり
- (3) 幼稚園配布用
別紙 3 のとおり
- (4) 幼稚園配布用(振り仮名あり)
別紙 4 のとおり

3 配布日

- (1) 小学校 平成 30 年 4 月 6 日(金)
- (2) 中学校 平成 30 年 4 月 9 日(月)
- (3) 幼稚園 平成 30 年 4 月 10 日(火)

ご入学おめでとうございます



～ 保護者の皆様へ ～

墨田区教育委員会（平成30年4月1日発行）



後列 阿部委員、坂根委員、浅松委員

前列 加藤教育長、雁部教育長職務代理者

このたびは、お子さまのご入学まことにおめでとうございます。

教育委員会では、お子さまの健やかな成長と、夢と希望の実現に向け、知・徳・体のバランスのとれた教育を行うための取組を進めています。お子さまの健やかな成長は、ご家庭の皆様のご指導と慈しみによるものですが、家庭・学校・地域が連携して見守り、支援していくことも大切です。

お子さまが充実した学校生活を送れるよう、学校・地域の皆さんと協力し努めてまいりますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

教育委員会とは

教育委員会は、独立した行政委員会で、教育長と4名の委員で構成されています。委員会では月2回、定例会議を開催し、学校教育や社会教育などの教育施策全般について協議し、重要な方針を決定するなどしています。

各委員は、学校行事や文化的な行事などに積極的に参加し、PTAや地域の方々の声を広くうかがうように努めています。また、区の教育に関する課題を議論する中でその解決のために活動するとともに、その成果について区民の皆様にお知らせする活動も行っています。

区長と教育委員会とで行われる「総合教育会議」では、教育に関する重要な課題などについて意見交換し、お子さまの将来に関わる、経済、社会的な状況を踏まえた広い視点で協議を行っています。

こうした会議はどなたでも傍聴できます。お気軽にお越しください。

問合せ：庶務課庶務・教職員担当まで（区役所11階） 5608-6301

お子さまに基本的な生活習慣を

入学にあたり、お子さまの健やかな成長を支える基本的な生活習慣について、下欄を参考になさってください。

早寝・早起き・朝ごはん

あいさつ

家庭学習

携帯電話、スマートフォン、パソコン等の利用のルール
（使用時間、フィルタリングサービス、LINEの利用など）



「認めて・ほめて・励まして」自信とやる気を育てましょう。

各種手続きのご案内

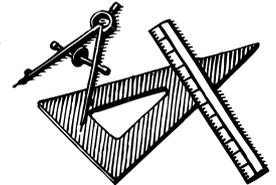
就学援助の申請

小・中学校へ通学するお子さまがいるご家庭で、経済的な理由により、学校でかかる費用の支払いが困難な場合、審査のうえ、その一部を墨田区が援助いたします。

利用にあたっては、所得制限があります。学校を通じて「就学援助費受給申請書」をお配りいたしますので、内容を確認のうえ申請してください。

詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

問合せ：学務課事務担当まで（区役所 11 階） 5608 - 6303



『学校情報連絡メール』の登録

いろいろな情報を学校や教育委員会から保護者の皆様にメールでお伝えするシステムです。

お子さま一人につき2つまでアドレスを登録することができます。学校からの連絡や安全・安心に関する情報を把握するためのツールの1つとしてご利用ください。

【例えば、こんなメールが届きます】

- ・運動会や移動教室等の学校行事のお知らせ
- ・台風時における登下校の情報
- ・インフルエンザ流行による学級閉鎖等の情報
- ・不審者、交通安全等の情報

学校によりメール発信の頻度に差があります。あらかじめご了承ください。

詳しくは、学校又は下記担当までお問い合わせください。

問合せ：庶務課教育情報担当まで（区役所 11 階） 5608 - 1294

相談窓口のご案内 ~ お気軽にご相談ください ~

お問い合わせは、平日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までの時間帯にお願いします。

窓 口	主な対応内容	問合せ先
すみだスクール サポートセンター	いじめ、不登校、ひきこもり、問題行動、 その他子育ての悩みに関する相談に対応 (いじめ電話相談は24時間、年中無休)	3613-0127
「サポート」学級	不登校の児童・生徒の居場所づくりによる 立ち直りへの支援(小学3年生~中学3年 生対象)	5247-2781
「ステップ」学級	不登校の児童・生徒を対象とした学校復帰 への支援を行うための通級制の教室(小学 4年生~中学3年生対象)	5608-6919
教育相談室	幼児・児童・生徒の教育上の問題に広く対 応。必要に応じて、他機関と連携 要予約	5247-2012

にゅうがく
ご入学おめでとうございます



ほごしゃ みなさま
 ~ 保護者の皆様へ ~

すみだくきょういくいいんかい
墨田区教育委員会 (平成30年4月1日発行)



こうれつ 後列 阿部委員、坂根委員、浅松委員
 ぜんれつ 前列 加藤教育長、雁部教育長職務代理者

このたびは、お子さまのご入学まことにおめでとうございます。

教育委員会では、お子さまの健やかな成長と、夢と希望の実現に向け、知・徳・体のバランスのとれた教育を行うための取組を行っています。お子さまの健やかな成長は、ご家庭の皆様の指導と慈しみによるものですが、家庭・学校・地域が連携して見守り、支援していくことも大切です。

お子さまが充実した学校生活を送れるよう、教育委員会としても学校・地域の皆さんと協力し努めてまいりますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

きょういくいいんかい
教育委員会とは

教育委員会は、独立した行政委員会で、教育長と4名の委員で構成されています。委員会では月2回、定例会議を開催していますが、学校教育や社会教育などの教育施策全般について協議し、重要な方針を決定するなどしています。

各委員は、学校行事や文化的な行事などに積極的に参加し、PTAや地域の方々の声を聞くうかがうように努めています。区の教育に関する課題を議論する中でその解決のために活動するとともに、その成果について区民の皆様にお知らせする活動も行っています。

また、区長と教育委員会とで行われる「総合教育会議」では、教育に関する重要な課題などに、区長と意見交換し、お子さまの将来に関わる、経済、社会的な状況を踏まえた広い視点で協議を行っています。こうした会議は傍聴できます。お気軽にお越しください。

問合せ：庶務課庶務・教職員担当まで（区役所11階） 5608 - 6301

こ きほんてき せいかつしゅうかん
お子さまに基本的な生活習慣を

入学にあたり、お子さまの健やかな成長を支える基本的な生活習慣について、下の欄を参考になさってください。

はやね はやお あさごはん
早寝・早起き・朝ごはん

あいさつ
家庭学習

けいたいでんわ、スマートフォン、パソコン等の利用のルール
 （使用時間、フィルタリングサービス、LINEの利用など）



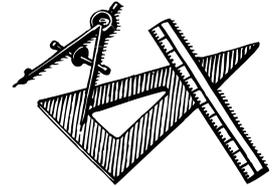
「認めて・ほめて・励まして」自信とやる気を育てましょう。

かくしゅてつづ あんない 各種手続きのご案内

しゅうがくえんじょ しんせい 就学援助の申請

しょう ちゅうがっこう つうがく こ かてい けいざいてき りゆう がっこう
小・中学校へ通学するお子さまがいるご家庭で、経済的な理由により、学校でか
かる費用の支払いが困難な場合、審査のうえ、その一部を墨田区が援助いたします。
りょう
利用にあたっては、所得制限があります。学校を通じて「就学援助費受給申請書」
をお配りいたしますので、内容を確認のうえ申請してください。

問合せ：学務課事務担当まで（区役所11階） 5608 - 6303



がっこうじょうほうれんらく とうろく 『学校情報連絡メール』の登録

いろいろな情報を学校や教育委員会から保護者の皆様にメールでお伝えするシステムです。

お子さま一人につき2つまでアドレスを登録することができます。学校からの連絡や安全・安心に関する情報を把握するためのツールの1つとしてご利用ください。

【例えば、こんなメールが届きます】

- ・運動会や移動教室などの学校行事のお知らせ
- ・台風時における登下校の情報
- ・インフルエンザ流行による学級閉鎖などの情報
- ・不審者、交通安全などの情報

学校によりメール発信の頻度に差があります。あらかじめご了承ください。

問合せ：庶務課教育情報担当まで（区役所11階） 5608 - 1294

そうだんまどぐち あんない 相談窓口のご案内 ~ お気軽にご相談ください ~

お問い合わせは、平日の午前9時から午後4時30分までの時間帯にお願いします。

まどぐち 窓 口	おも 主な対応内容	どいあわ ぎき 問合せ先
すみだスクール サポートセンター	いじめ、不登校、ひきこもり、問題行動、 その他子育ての悩みに関する相談に対応 (いじめ電話相談は24時間、年中無休)	3613-0127
「サポート」学級	不登校の児童・生徒の居場所づくりによる 立ち直りへの支援 (小学3年生～中学3年生対象)	5247-2781
「ステップ」学級	不登校の児童・生徒を対象とした学校復帰 への支援を行うための通級制の教室 (小学4年生～中学3年生対象)	5608-6919
きょういくそうだんしつ 教育相談室	幼児・児童・生徒の教育上の問題に広く 対応。必要に応じて、他機関と連携 要予約	5247-2012

ご入園おめでとうございます



～ 保護者の皆様へ ～

墨田区教育委員会（平成30年4月1日発行）



後列 阿部委員、坂根委員、浅松委員

前列 加藤教育長、雁部教育長職務代理者

このたびは、お子さまのご入園まことにおめでとうございます。

教育委員会では、お子さまの健やかな成長と、夢と希望の実現に向け、知・徳・体のバランスのとれた教育を行うための取組を進めています。お子さまの健やかな成長は、ご家庭の皆様のご指導と慈しみによるものですが、家庭・幼稚園・地域が連携して見守り、支援していくこと大切です。

お子さまが充実した幼稚園生活を送れるよう、教育委員会としても、幼稚園・地域の皆さんと協力し努めてまいりますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

教育委員会とは

教育委員会は、独立した行政委員会で、教育長と4名の委員で構成されています。委員会では月2回、定例会議を開催していますが、学校教育や社会教育などの教育施策全般について協議し、重要な方針を決定するなどしています。

各委員は、学校行事や文化的な行事などに積極的に参加し、PTA や地域の方々の声を広くうかがうように努めています。区の教育に関する課題を議論する中でその解決のために活動するとともに、その成果について区民の皆様にお知らせする活動も行っています。

また、区長と教育委員会とで行われる「総合教育会議」では、教育に関する重要な課題などについて意見交換し、お子さまの将来に関わる、経済、社会的な状況を踏まえた広い視点で協議を行っています。

こうした会議はどなたでも傍聴できます。お気軽にお越しください。

問合せ：庶務課庶務・教職員担当まで（区役所11階） 5608-6301

お子さまに基本的な生活習慣を

入園にあたり、お子さまの健やかな成長を支える基本的な生活習慣について、下欄を参考になさってください。

早寝・早起き・朝ごはん
あいさつ
家庭学習

「認めて・ほめて・励まして」自信とやる気を育てましょう。

各種手続きのご案内

入園料および保育料のお支払いについて

入園料は、1,500 円です。入園した最初の月にお支払いください。

また、保育料は、世帯の所得階層ごとに設定しています。世帯の住民税所得割額（合計）に応じて保育料（月額）を決定し、夏休みの8月を除き、月ごとに口座振替（その月の末日）で納めていただきます。なお、保育料の決定は、前期分（4月分～7月分）と後期分（9月分～3月分）をそれぞれ4月および9月に決定し、ご通知します。

詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

問合せ：学務課事務担当まで（区役所 11 階） 5608 - 6303



『学校（園）情報連絡メール』の登録

いろいろな情報を幼稚園や教育委員会から保護者の皆様にメールでお伝えするシステムです。

お子さま一人につき2つまでアドレスを登録することができます。幼稚園からの連絡や安全・安心に関する情報を把握するためのツールの1つとしてご利用ください。

【例えば、こんなメールが届きます】

- ・幼稚園行事の実施、中止等のお知らせ
- ・お弁当、雨傘等の持ち物のお知らせ
- ・インフルエンザ流行による学級閉鎖等の情報
- ・不審者、交通安全等の情報

幼稚園によりメール発信の頻度に差があります。あらかじめご了承ください。

詳しくは、幼稚園又は下記担当までお問い合わせください。

問合せ：庶務課教育情報担当まで（区役所 11 階） 5608 - 1294

相談窓口のご案内 ~ お気軽にご相談ください ~

お問い合わせは、平日の午前 9 時から午後 4 時 30 分までの時間帯をお願いします。

窓 口	主な対応内容	問合せ先
すみだスクール サポートセンター	いじめ、不登校、ひきこもり、問題行動、 その他子育ての悩みに関する相談に対応 (いじめ電話相談は24時間、年中無休)	3613-0127
「サポート」学級	不登校の児童・生徒の居場所づくりによる 立ち直りへの支援（小学3年生～中学3年 生対象）	5247-2781
「ステップ」学級	不登校の児童・生徒を対象とした学校復帰 への支援を行うための通級制の教室（小学 4年生～中学3年生対象）	5608-6919
教育相談室	幼児・児童・生徒の教育上の問題に広く対 応。必要に応じて、他機関と連携 要予約	5247-2012

にゅうえん
ご入園おめでとうございます



ほごしゃ みなさま
 ~ 保護者の皆様へ ~

すみだくきょういくいんかい へいせい ねん がつ にちほつこう
墨田区教育委員会 (平成30年4月1日発行)



こうれつ 後列 ありいん 阿部委員、さかねいん 坂根委員、あさまついん 浅松委員
 ぜんれつ 前列 かとうきょういくちやう 加藤教育長、がんべきょういくちやうしよくむだいりしゃ 雁部教育長職務代理者

このたびは、お子さまのご入園まことにおめでとうございます。

教育委員会では、お子さまの健やかな成長と、夢と希望の実現に向け、知・徳・体のバランスのとれた教育を行うための取組を行っています。お子さまの健やかな成長は、ご家庭の皆様のご指導と慈しみによるものですが、家庭・幼稚園・地域が連携して見守り、支援していくことも大切です。

お子さまが充実した幼稚園生活を送れるよう、教育委員会としても幼稚園・地域の皆さんと協力し努めてまいりますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

きょういくいんかい
教育委員会とは

教育委員会は、独立した行政委員会で、教育長と4名の委員で構成されています。委員会では月2回、定例会議を開催し、学校教育や社会教育などの教育施策全般について協議し、重要な方針を決定するなどしています。

各委員は、学校行事や文化的な行事などに積極的に参加し、PTAや地域の方々の声を広くうかがうように努めています。区の教育に関する課題を議論する中でその解決のために活動するとともに、その成果について区民の皆様にお知らせする活動も行っています。

また、区長と教育委員会とで行われる「総合教育会議」では、教育に関する重要な課題などについて意見交換し、お子さまの将来に関わる、経済、社会的な状況を踏まえた広い視点で協議を行っています。こうした会議は傍聴できます。お気軽にお越しください。

問合せ：庶務課庶務・教職員担当まで（区役所11階） 5608-6301

こ きほんてき せいかつしゅうかん
お子さまに基本的な生活習慣を

入園にあたり、お子さまの健やかな成長を支える基本的な生活習慣について、下の欄を参考になさってください。

はやね はやお あさ
早寝・早起き・朝ごはん

あいさつ
家庭学習

「認めて・ほめて・励まして」自信とやる気を育てましょう。

かくしゅてつづ あんない 各種手続きのご案内

にゅうえんりょう ほ いくりょう し はら 入園料および保育料のお支払いについて

にゅうえんりょう は、1,500円です。入園した最初の月にお支払いください。

また、ほ いくりょう は、せたい しょとくかいそう せってい せたい じゅうみんぜいしょとくわりがく
(合計)に応じて保育料(月額)を決定し、夏休みの8月を除き、月ごとに口座振替(そ
の月の末日)で納めていただきます。なお、ほ いくりょう けってい ぜんきぶん がつぶん がつぶん
と後期分(9月分~3月分)をそれぞれ4月および9月に決定し、ご通知します。

問合せ：学務課事務担当まで(区役所11階) 5608-6303

がっこう えん じょうほうれんらく とうろく 『学校(園)情報連絡メール』の登録

いろいろな じょうほう をがっこう や じょうほう 委員会から保護者の皆様にメールでお伝えするシ
テムです。

おこさま ひとり につき 2 つまでアドレスを登録することができます。がっこう からの れんらく
や安全・安心に関する じょうほう を把握するためのツールの1つとしてご利用ください。

【例えば、こんなメールが届きます】

- ・ ようち えんぎょうじ じっし ちゅうし し
幼稚園行事の実施、中止などのお知らせ
- ・ べんどう あまがさ もの もの し
お弁当、雨傘などの持ち物のお知らせ
- ・ インフルエンザ流行による じゅうこう がつきゅうへいさ じょうほう
インフルエンザ流行による学級閉鎖などの情報
- ・ ふしんしゃ こうつうあんぜん じょうほう
不審者、交通安全などの情報

幼稚園によりメール発信の頻度に差があります。あらかじめご了承ください。

問合せ：庶務課教育情報担当まで(区役所11階) 5608-1294

そうだんまどぐち あんない 相談窓口のご案内 ~ お気軽にご相談ください ~

お問い合わせは、平日の午前9時から午後4時30分までの時間帯にお願いします。

まど ぐち 窓 口	おも たいおうないよう 主な対応内容	といあわ きぎ 問合せ先
すみだスクール サポートセンター	いじめ、ふとうこう 不登校、ひきこもり、もんだいこうどう 問題行動、 その他子育ての悩みに関する相談に対応 (いじめでんわそうだん は 24時間、ねんじゅうむきゅう 年中無休)	3613-0127
「サポート」学級	ふとうこう 不登校の児童・生徒の居場所づくりによる たちまわりへの支援 (しょうがく 小学3年生~ ちゅうがく 中学3年生対象)	5247-2781
「ステップ」学級	ふとうこう 不登校の児童・生徒を対象とした学校復帰 への支援を行うための通級制の教室 (しょうがく 小学4年生~ ちゅうがく 中学3年生対象)	5608-6919
きょういくそうだんしつ 教育相談室	ようじ 幼児・児童・生徒の教育上の問題に広く たいおう 対応。必要に応じて、他機関と連携 要予約	5247-2012

平成 30 年度の学校給食費について

このことについて、墨田区学校給食協議会の答申結果を踏まえ、平成 30 年度の給食費(月額等)については、下記のとおり改定する必要があるとの考えを各校にお知らせしましたことを報告いたします。

記

1 改定内容(平成 30 年度の学校給食費)

区 分		現行月額	改定月額	改定差額	年間回数 (基準回数)	1食平均単価 (×11カ月÷)	1食徴収額
小 学 校	低学年	4,100 円	4,150 円	50 円	192 回	237.76 円	240 円
	中学年	4,600 円	4,650 円	50 円	192 回	266.41 円	265 円
	高学年	5,140 円	5,190 円	50 円	192 回	297.34 円	300 円
中学校		5,430 円	5,525 円	95 円	190 回	319.87 円	320 円
夜間学級		5,590 円	5,675 円	85 円	195 回	320.13 円	320 円

1食徴収額は、講師などの1日のみの徴収時の参考としてください。

2 改定の主な理由

平成 30 年度における米穀価格の上昇及び食品分類別に確認された各食材単価の高騰に加え、来年度の消費者物価指数予測が 1.1%程度の上昇と見込まれていることなどにより、学校給食費の値上げを行う必要がある。